

各位

平成 26 年 10 月 14 日

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産マスターファンド投資法人
代表者名 執行役員 片岡 隆
(コード番号：3285)

資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井 保明
問合せ先 NMF 運用部長 宇木 素実
03-3365-8767 nmf3285@nomura-re.co.jp

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日付の役員会において、下記の規約変更議案及び役員選任議案を、平成 26 年 11 月 27 日に開催予定の本投資法人の第 2 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- ① 第 5 条、第 9 条、第 15 条、第 17 条第 2 項及び第 42 条関係
平成 25 年 6 月 12 日付で投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立し、平成 26 年 12 月 1 日付でこれが施行される予定であることに伴い、以下のとおり規定を新設及び変更するものです。
 - イ) 自己投資口の取得（第 5 条の標題の変更及び第 5 条第 2 項の新設）
本投資法人が投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することを可能とするために、規定を新設するものです。
 - ロ) 投資主総会の招集手続き（第 9 条第 1 項乃至第 3 項の変更）
投資主総会の招集手続きにおける公告の省略を可能とするため、平成 28 年 11 月 1 日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の 11 月 1 日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。また、これに伴い、上記以外の場合でも、必要があるときは、随時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。
 - ハ) 基準日（第 15 条第 1 項乃至第 3 項の変更）
上記ロ) の規定に基づいて定期的に招集される投資主総会において議決権を行使することができる投資主又は登録投資口質権者を定める基準日の規定を新設するものです。また、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。
 - ニ) 執行役員及び監督役員の任期（第 17 条第 2 項の変更）
投信法第 99 条第 2 項の新設及び第 101 条第 2 項の改正等を踏まえ、執行役員及び監督役員の任期について、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを可能とする規定を新設するものです。
 - ホ) 附則（第 42 条の新設）
上記イ) 乃至ハ) の規定の新設及び変更については、関連する投信法の改正の施行の日 に効力を生じる旨の附則を新設するものです。
- ② 第 27 条、第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項関係
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正に伴い、資産を主として投資信託及び投資

法人に関する法律施行規則に定める不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を定めるものです。また、これに伴い、関連する字句の修正等を行うものです。

③ 第 35 条関係

規約の簡素化を図るため、現状では不要となった第 1 期営業期間に係る規定を削除するものです。

④ 上記のほか、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。

(規約変更議案の詳細につきましては、添付の「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員片岡隆、監督役員吉村貞彦及び監督役員吉田修平から、平成 26 年 11 月 30 日の満了をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、執行役員 1 名（候補者：柳田聡）及び監督役員 2 名（候補者：吉村貞彦、吉田修平）の選任について議案を提出するものです。

また、執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員 1 名（候補者：宇木素実）及び補欠監督役員 1 名（候補者：渡邊和紀）の選任について議案を提出するものです。

(役員選任議案の詳細につきましては、添付の「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会日等の日程

平成 26 年 10 月 14 日	第 2 回投資主総会提出議案に係る役員会決議
平成 26 年 11 月 7 日	第 2 回投資主総会招集ご通知発送（予定）
平成 26 年 11 月 27 日	第 2 回投資主総会開催（予定）

以 上

【添付資料】

・ 第 2 回投資主総会招集ご通知

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
* 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-mf.co.jp/>

平成26年11月 7 日

投資主各位

東京都新宿区西新宿八丁目 5 番 1 号
野村不動産マスターファンド投資法人
執行役員 片 岡 隆

第 2 回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第 2 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年11月26日（水曜日）午後 5 時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第 1 項に基づき、規約第14条第 1 項及び第 2 項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第14条第 1 項及び第 2 項
第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成26年11月27日（木曜日）午後 1 時00分
2. 場 所：東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号
東京証券会館 8 階ホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項：

決 議 事 項

- 第 1 号議案：規約一部変更の件
- 第 2 号議案：執行役員 1 名選任の件
- 第 3 号議案：補欠執行役員 1 名選任の件
- 第 4 号議案：監督役員 2 名選任の件
- 第 5 号議案：補欠監督役員 1 名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.nre-mf.co.jp/>) に掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

① 第5条、第9条、第15条、第17条第2項及び第42条関係

平成25年6月12日付で投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立し、平成26年12月1日付でこれが施行される予定であることに伴い、以下のとおり規定を新設及び変更するものです。

イ) 自己投資口の取得（第5条の標題の変更及び第5条第2項の新設）

本投資法人が投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することを可能とするために、規定を新設するものです。

ロ) 投資主総会の招集手続き（第9条第1項乃至第3項の変更）

投資主総会の招集手続きにおける公告の省略を可能とするため、平成28年11月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の11月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。また、これに伴い、上記以外の場合でも、必要があるときは、随時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。

ハ) 基準日（第15条第1項乃至第3項の変更）

上記ロ)の規定に基づいて定期的に招集される投資主総会において議決権を行使することができる投資主又は登録投資口質権者を定める基準日の規定を新設するものです。また、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。

ニ) 執行役員及び監督役員の任期（第17条第2項の変更）

投信法第99条第2項の新設及び第101条第2項の改正等を踏まえ、執行役員及び監督役員の任期について、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを可能とする規定を新設するものです。

ホ) 附則（第42条の新設）

上記イ)乃至ハ)の規定の新設及び変更については、関連する投信法の改正の施行の日に効力を生じる旨の附則を新設するものです。

② 第27条、第28条第1項及び第29条第1項関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正に伴い、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定める不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を定めるものです。また、これに伴い、関連する字句の修正等を行うものです。

③ 第35条関係

規約の簡素化を図るため、現状では不要となった第1期営業期間に係る規定を削除するものです。

④ 上記のほか、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し）</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。 （新設）</p>	<p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し及び投資主との合意による自己の投資口の取得）</p> <p><u>1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</u></p> <p><u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p>
<p>第9条（開催及び招集）</p> <p><u>1. 本投資法人の投資主総会は、原則として2年に1回以上開催する。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。</u></p>	<p>第9条（開催及び招集）</p> <p><u>1. 本投資法人は、平成28年11月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の11月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する。</u></p> <p><u>2. 前項の他、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集する。</u></p> <p><u>3. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。</u></p>
<p>第15条（基準日等） （新設）</p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p><u>1. 本投資法人が第9条第1項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、平成28年8月末日及び以降、隔年毎の8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、当該投資主総会において議決権を行使することのできる者とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>1. <u>投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従い予め公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</u></p> <p>2. <u>投資主総会に関する議事については、法令に従い議事録を作成する。</u></p> <p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>第27条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、主として不動産等（<u>第29条第1項（1）又は（2）に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第29条第1項（3）に定める資産をいう。不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」という。以下同じ。）に対する投資として運用するものとし、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。</u></p>	<p>2. <u>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従い予め公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、投資主総会においてその権利を行使することができる者とする</u>ことができる。</p> <p>3. <u>投資主総会に関する議事については、法令に従い議事録を作成する。</u></p> <p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、<u>投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げない。</u>また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>3. （現行のとおり）</p> <p>第27条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、<u>資産を</u>主として不動産等資産（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定めるものをいう。）に対する投資として運用することを目的として、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第28条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、不動産関連資産の本体をなす不動産（地上権及び不動産の賃借権を含む。以下、本条第1項乃至第7項において同じ。）又はその裏付けとなる不動産の用途を主として物流施設又は商業施設（以下、総称して「主要投資対象用途」という。なお、容易に主要投資対象用途に転用できることを条件として他の用途に供されている場合を含むものとし、当該不動産が土地、地上権又は土地の賃借権である場合においては主要投資対象用途に供される建物の敷地とする。以下、同じ。）とする不動産関連資産を主たる投資対象とする。</p> <p>（以下記載省略）</p> <p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第27条に定める資産運用の基本方針に従い、<u>主として</u>以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>（以下記載省略）</p>	<p>第28条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>不動産関連資産（不動産等（第29条第1項（1）又は（2）に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第29条第1項（3）に定める資産をいう。）を総称していう。以下同じ。）</u>へ投資するに際しては、その本体をなす不動産（地上権及び不動産の賃借権を含む。以下、本条第1項乃至第7項において同じ。）又はその裏付けとなる不動産の用途を主として物流施設又は商業施設（以下、総称して「主要投資対象用途」という。なお、容易に主要投資対象用途に転用できることを条件として他の用途に供されている場合を含むものとし、当該不動産が土地、地上権又は土地の賃借権である場合においては主要投資対象用途に供される建物の敷地とする。以下、同じ。）とする不動産関連資産を主たる投資対象とする。</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第27条に定める資産運用の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで、及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算日」という。）とする。<u>但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成25年8月末日までとする。</u></p> <p>第41条（業務及び事務の委託） 1.（記載省略） 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、投信法及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「<u>投信法施行規則</u>」という。）により第三者に委託しなければならないとされる事務については第三者に委託する。</p> <p>（新設）</p> <p>制定 平成25年1月28日 改定 平成25年4月22日</p>	<p>第35条（決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで、及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算日」という。）とする。</p> <p>第41条（業務及び事務の委託） 1.（現行のとおり） 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、投信法及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則により第三者に委託しなければならないとされる事務については第三者に委託する。</p> <p><u>第9章 附 則</u> <u>第42条（規約変更の効力の発生）</u> 1. <u>第5条の標題の変更及び第5条第2項の新設に係る規約変更は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行の日に効力を生じるものとする。</u> 2. <u>第9条第1項乃至第3項及び第15条第1項乃至第3項の変更に係る規約変更は、投資主総会の招集手続きにおける投資主総会の開催日の公告の省略を認める投信法の改正の施行の日に効力を生じるものとする。</u></p> <p>制定 平成25年1月28日 改定 平成25年4月22日 改定 平成26年11月27日</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員片岡隆から、平成26年11月30日の満了をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、平成26年12月1日付で執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、任期は、平成26年12月1日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
やなぎ た さとし 柳 田 聡 (昭和32年10月20日生)	昭和56年4月 野村不動産株式会社 入社 平成13年4月 同社 住宅カンパニー 企画室長 平成16年4月 同社 総務部長 平成21年4月 同社 総務部長兼総務審理室長 平成23年4月 野村リビングサポート株式会社 ^(注2) 執行役員 平成24年4月 同社 取締役兼執行役員 平成26年4月 野村不動産パートナーズ株式会社 監査役(現職) (注1)	0口

(注1) 上記執行役員候補者は、野村不動産グループ(野村不動産株式会社や本投資法人の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社を含む、野村不動産ホールディングス株式会社の連結子会社からなる企業集団をいいます。)に属する会社である野村不動産パートナーズ株式会社の監査役です。

上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 野村リビングサポート株式会社及び野村ビルマネジメント株式会社は、平成26年4月1日付で野村ビルマネジメント株式会社を存続会社として合併し、商号を野村不動産パートナーズ株式会社に変更しました。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
う き もと み 宇木素実 (昭和43年12月17日生)	平成3年4月 野村不動産株式会社 入社	0口
	平成10年4月 同社 事業企画部	
	平成12年4月 同社 資産運用事業部	
	平成14年2月 野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社 (注2) 不動産投資事業部	
	平成18年4月 野村不動産投信株式会社 (注2) レジデンス運用本部 不動産投資グループ グループリーダー	
	平成20年10月 野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社 (注2) JOFI運用室長	
	平成21年4月 同社 事業企画部長	
	平成22年6月 同社 ファンドマネジメント部長	
	平成23年10月 野村不動産投資顧問株式会社 営業部長	
	平成24年4月 同社 取締役 営業本部長	
	平成24年10月 同社 取締役兼執行役員 営業部担当	
	平成25年4月 同社 取締役兼執行役員 営業部、海外営業部担当	
	平成25年7月 同社 取締役兼執行役員 営業部担当	
	平成26年4月 同社 取締役兼執行役員 資産運用部長嘱託	
平成26年10月 同社 取締役兼執行役員 NMF運用部長 (現職) (注1)		

- (注1) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社の取締役兼執行役員 NMF運用部長です。なお、「NMF」とは本投資法人を指す略称です。
- (注2) 野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社、野村不動産投信株式会社及び野村不動産投資顧問株式会社は、平成23年10月1日付で野村不動産投信株式会社を存続会社として合併し、商号を野村不動産投資顧問株式会社に変更しました。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員吉村貞彦及び吉田修平の両名から、平成26年11月30日の満了をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、平成26年12月1日付で監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成26年12月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する本投資法人の投資口の口数
1	よしむらさだひこ 吉村貞彦 (昭和22年10月18日生)	平成8年5月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 理事 平成14年5月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人） 常任理事 平成16年5月 同法人 副理事長 平成20年8月 同法人 シニア・アドバイザー 平成21年7月 株式会社石原ホールディングス 監査役（現職） 平成22年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授（現職） 平成22年6月 株式会社ジャフコ 監査役 平成24年1月 PGMホールディングス株式会社 監査役（現職） 平成24年6月 株式会社ジャフコ 常勤監査役（現職） 平成25年1月 本投資法人 監督役員（現職） 平成26年4月 一般社団法人全銀協TIBOR運営機関 全銀協TIBOR監視委員会 委員（現職）	0口

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する本投資法人の投資口の口数
2	よし だ しゅう へい 吉田修平 (昭和27年6月19日生)	<p>昭和57年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>同 年同月 設楽敏男法律事務所にて弁護士業務に従事</p> <p>昭和61年4月 吉田修平法律事務所 代表弁護士（現職）</p> <p>平成6年4月 東京家庭裁判所調停委員（現職）</p> <p>平成6年6月 株式会社サテライト・コンサルティング・パートナーズ 監査役</p> <p>平成7年8月 株式会社アセットパートナーズ 監査役（現職）</p> <p>平成10年4月 神奈川大学法学部講師</p> <p>平成12年3月 社会福祉法人八広会 理事（現職）</p> <p>平成17年4月 神奈川大学法科大学院非常勤講師（「倒産処理法特論」）</p> <p>平成17年8月 野村不動産オフィスファンド投資法人 監督役員</p> <p>平成18年11月 野村不動産レジデンシャル投資法人 監督役員</p> <p>平成19年12月 政策研究大学院大学客員教授（現職）</p> <p>平成20年2月 ビジネス会計人クラブ株式会社 監査役（現職）</p> <p>平成20年11月 特定非営利活動法人会計参与支援センター 監事</p> <p>平成21年9月 株式会社エム・エイチ・グループ 監査役（現職）</p> <p>平成22年5月 特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構 副理事長（現職）</p> <p>平成25年1月 本投資法人 監督役員（現職）</p> <p>平成25年4月 一般財団法人高齢者住宅財団 評議員（現職）</p> <p>平成25年9月 一般社団法人日本相続学会 副会長（現職）</p> <p>平成26年5月 公益社団法人日本不動産学会 理事（現職）</p> <p>平成26年7月 法と経済学会 理事（現職）</p>	0口

(注) 上記監督役員候補者のうち吉村貞彦は、野村不動産オフィスファンド投資法人の補欠監督役員です。

上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記各監督役員候補者は、現在、いずれも本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
わた なべ かず のり 渡 邊 和 紀 (昭和25年10月9日生)	平成8年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成14年5月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人) 理事 平成20年8月 同法人 常務理事 平成22年3月 キヤノン株式会社 監査役 平成22年4月 渡邊和紀公認会計士事務所 所長(現職)	0口

(注) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

- 【会場】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール
- 【電話】 03-3667-9210



- 【交通】 東京メトロ東西線・日比谷線 茅場町駅 (出口8) 直結
都営地下鉄浅草線 日本橋駅 (出口D2) 徒歩5分

【注意事項】

- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。